

足立区施設の受動喫煙防止対策のための基本指針（ガイドライン）

1 目的

この指針は、受動喫煙の健康に与える影響等を排除するため、区の施設において講ずべき対策を示すことにより、区民及び来庁者並びに施設利用者（以下、「区民等」という。）の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 不特定多数の区民等が利用する公共の場である区の施設においては、受動喫煙による心身の健康に及ぼす悪影響を十分考慮すること。

(2) 区の施設の受動喫煙防止対策は、「禁煙」によるものとする。

ただし、「禁煙」が極めて困難である施設、または、「禁煙」に移行中の施設については、当分の間、【別記1】「禁煙困難施設並びに移行施設の分煙基準」による施設内外に喫煙可能区域を設定する等の「分煙」によるものとし、可及的すみやかに「禁煙」に移行すること。

3 禁煙の定義

「禁煙」とは、建物内及び敷地内を含めたすべての場所における喫煙を禁止することをいう。

4 対象となる施設

この指針の対象となる区の施設は、区立の施設・建物すべてとする。

ただし、区道及び区道に準じた駅前広場等は別に定める。

5 禁煙が極めて困難な区の施設

禁煙が極めて困難な区の施設は、施設の利用状況等を勘案し、別に定める。

6 受動喫煙防止対策の推進

(1) 施設管理者は、この指針に基づき必要な受動喫煙防止対策を講じなければならない。

(2) 施設管理者は、区民等に対し、受動喫煙の防止について、周知徹底し、理解と協力を求めるものとする。

(3) 職員は、受動喫煙における健康被害を十分認識し、この指針を遵守しなければならない。

7 実施時期

(1) この指針は、平成22年12月1日から段階的に適用し、この指針による区の施設の対応は、特別に定めのある場合を除き、平成24年3月31日までに整備し、平成24年4月1日から実施するものとする。

(2) この指針は、施設条件や社会状況の変化などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

【別記 1】

「禁煙困難施設並びに移行施設の分煙基準」

- (1) 施設内の喫煙場所には、排気装置（たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の換気扇等の喫煙対策機器をいう。）及び空気清浄装置（たばこの煙が拡散する前に吸引して空気を浄化する機器をいう。）を設置し、これらを適切に稼働させること。この場合において、喫煙場所から非喫煙場所へのたばこの煙やにおい漏れが防止されていること。
- (2) たばこの煙を屋外に排出する場合は、排出した煙等が屋内に逆流してこないことを条件とすること。
また、人の出入りや通行のある場所への排出は行わないこと。
- (3) 施設内に喫煙場所を設置する場合は、【別記 2】「新しい分煙効果判定の基準（厚生労働省）」を遵守すること。
- (4) 施設外の喫煙場所には、施設の出入口から極力離すなど、たばこの煙が施設内に流れ込まないように、必要な措置を講ずること。

【別記 2】

「新しい分煙効果判定の基準（厚生労働省）」

- (1) 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2 m/s 以上）があること。
- (2) デジタル粉じん計を用いて、非喫煙場所の時間平均浮遊粉じんの濃度が 0.15 mg/m³以下で、かつ非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと。
- (3) 検知管を用いて測定した喫煙場所の一酸化炭素濃度が 10 ppm 以下であること。
- (4) 大気環境基準が設定されている浮遊粒子状物質濃度の 1 時間値が 0.2 mg/m³を超えないこと。
- (5) 大気環境基準が設定されているガス状物質のうち、1 時間値があるもの（二酸化硫黄が 0.1 ppm、オキシダントが 0.06 ppm）は、その濃度を超えないこと。